

平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律

(平成一八年二月一〇日法律第三号)

一、提案理由(平成一八年一月二七日・衆議院総務委員会)

竹中国務大臣 平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

平成十七年度の補正予算により、同年度分の地方交付税の額が一兆三千五百十六億円増加することとなります。本年度においては、このうち普通交付税の調整額の復活に要する額六百九億円を交付する必要があります。また、残余の額一兆二千九百八億円を平成十八年度分の地方交付税の総額に加算して、同年度に交付することができることとする必要があります。したがって、平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律を制定することとし、所要の規定を設けることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院総務委員長報告(平成一八年一月三一日)

中谷元君 ただいま議題となりました平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成十七年度の補正予算により増額された同年度分の地方交付税の額について、当該額の一部を平成十八年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとするものであります。

本案は、去る一月二十四日本委員会に付託され、二十七日竹中総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、これを終局いたしました。本日討論の後、採決をいたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院総務委員長報告(平成一八年二月三日)

世耕弘成君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成十七年度補正予算により増額された同年度分の地方交付税の額について、その一部を同年度内に交付しないで、平成十八年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付できることとするものであります。

委員会におきましては、景気の現状と地方の財政状況についての認識、交付税の補正増額分を今年度に交付しないで次年度に繰り越す理由とその是非、豪雪被害に対し特別交付税の繰上げ交付を含めた十分できめ細やかな対策の必要性、子供の安全、アスベスト対策等、国民の安心、安全のための具体的な施策の推進と財源確保等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川春子委員より、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。